

平成 26 年度 第 3 回京都市上下水道事業経営審議委員会議事録

日 時 平成 26 年 12 月 19 日（金） 午後 5 時～ 7 時

場 所 京都市上下水道局本庁舎 5 階第 1 会議室

出席者（五十音順，敬称略）

1 委員

植田 智史	市民公募委員
奥原 恒興	京都商工会議所専務理事
神子 直之	立命館大学教授（理工学部）
小林 由香	税理士
田村 直子	市民公募委員
中嶋 節子	京都大学准教授（大学院人間・環境学研究科）
水谷 文俊	神戸大学教授（大学院経営学研究科）
村上 祐子	株式会社京都放送取締役・ラジオ編成制作局長
安田 桂子	京都市地域女性連合会常任委員

2 京都市

管理者，次長，技術長，総務部長，総務部経営・防災担当部長，
お客さまサービス推進室長，技術監理室長，水道部長，下水道部長
事務局（総務部経営企画課）

1 開 会

（１）出席者確認

（２）進行の確認，会議の公開について

2 報 告

（１）京都市上下水道事業経営審議委員会設置要綱の改正について

（２）第 2 回委員会以降の上下水道事業を取り巻く動きについて

（３）左京区一乗寺における給水管の漏水及び漏水に伴うガスの供給停止等への対応について

（４）平成 26 年度京都市上下水道事業経営評価（平成 25 年度事業）について

3 議 題

（１）平成 26 年度上下水道局事業推進方針上半期進捗状況の点検・評価について

（２）京都市における地下水利用の在り方等について

4 今後の予定

5 閉 会

内容

1 開 会

(1) 出席者確認

(2) 進行の確認，会議の公開について

事 務 局： 議事及び資料の確認

水谷委員長： 本日の会議は公開とし，議事録については，後日公表することとする。

議事録ですが，2名の委員の署名が必要ということなので，名簿順で，田村委員と中嶋委員にお願いしたい。

2 報 告

(1) 京都市上下水道事業経営審議委員会設置要綱の改正について

事 務 局： 資料の説明（資料1）

水谷委員長： ただいま事務局から報告がありましたが，専門部会の円滑な開催に必要な規程の整備ということでした。なお，地下水利用の在り方等につきましては，後ほど議題3の(2)「京都市における地下水利用の在り方等について」で御説明することといたしまして，次に進んでまいりたいと思いますが，よろしいでしょうか。

(2) 第2回委員会以降の上下水道事業を取り巻く動きについて

事 務 局： 資料の説明（資料4）

水谷委員長： ただいま事務局から報告がありましたが，何か御意見等はございますか。

神子副委員長： 別紙1と別紙2は発行元か上下水道局が作ったもののどちらか。

京 都 市： 総務省が作成したものである。

水谷委員長： 上下水道局の名称に対する提言があったが，具体的にどういったものをイメージしているのか。最近，市の名前でもカタカナなどで奇をてらったものがあるが，京都でそれをするのはどうかと思う。何かガイドラインみたいなものがあるのか。

京 都 市： 上水という言葉が一般化されていない，ちょうど10年前に水道と下水道の局

を１つにしなければならなかったため、上下水道局という名称になっているのではないかと、という委員からの御指摘があった。幅広いことをしている局であり、国でも縦割り行政を排除するために水循環基本法が作られた。委員の提案は、水循環という名前の局にしてはどうかという趣旨のものであった。門川市長も、方向性については共鳴されており、前向きに検討していくこととした。その時点では、かすかに水循環局という視点があったのは事実だが、分かりにくいという意見もあった。市民の皆さまに上下水道局の幅広い業務を知っていただきながら、これから１年間かけてじっくり考えていきたい。

水谷委員長： 大学にもいろんな学部があり、名前だけでは何をしているのか分かりにくいものもある。私は、奇をてらうものはどうかと思うので、市民が分かりやすくかつ時代にマッチするようなネーミングを期待したい。

村 上 委 員： 経費の課題などがあると記載されている。私どもも放送局として愛称を変えるときには、かかる経費をシミュレーションしている。実際に具体的な数字は出ているのか。

京 都 市： 一度に全てを変えようとする、約２億円程度である。

村 上 委 員： それを聞くと、漏水の話もあるので、市民の感情としてはそちらに充ててほしいと思う。

水谷委員長： 委員の意見も踏まえて、よく検討していただきたい。

(３) 左京区一乗寺における給水管の漏水及び漏水に伴うガスの供給停止等への対応について
事 務 局： 資料の説明(資料５)

植 田 委 員： 私の自宅がちょうど左京区一乗寺にあり、大阪ガスの車がたくさん公園に停まっているのを見た。もちろん対象となる全戸には訪問されているが、その近接する地域の住民にとっては、何が起きているのか分からず、少し不安を覚えた。こういったときにどこまでというのは難しいが、近接する地域に対しても何か周知する方法をとっていただきたいと思う。

京 都 市： 今回ガスが供給停止した３０５件については、職員が各戸を回った。委員が御指摘のように周辺については個別には回っておらず、分かりにくかったと思う。今後、周辺にも分かりやすく周知するようにしていきたい。

奥原委員： 今回の老朽化した給水管とは、何年くらい経ったものなのか。また、これと同じような古さの給水管は市内にどのくらいあるのか。

京都市： 今回漏水したのは鉛製給水管であり、昭和46年に布設したもので43年ほど経過している。市内には、鉛製給水管が平成25年度末で6万8千件残っており、平成29年度末までに道路部分に係る鉛製給水管を全て布設替えすることとし、鋭意工事を進めている。鉛製給水管は穴が開きやすい管であり、これを平成29年度末までに全て布設替えする予定である。

京都市： 実はこの管は2週間後に布設替えを行う予定をしており、直す直前であった。

水谷委員長： 直す時期が来ていたものであったなら分かるが、もう少し新しい管でそういった事故があるなら、更新計画を見直さなければならない。今回の事故を教訓にして、今後こうしたことがないようにしてほしい。

中嶋委員： ガス管の近くに埋設するのは一般的なのか。ガス管に近いところから補修していくことも、一つとしてあるのではないか。補償額や被害の軽減が図れるのではないか。

京都市： 水道管には、給水管と配水管がある。給水管は配水管から各家庭へ分岐する小さな管であり、配水管は浄水場から各家庭の地域まで水を運ぶ大きな管である。今回、給水管が漏水し、ガス管を破ったものである。配水管はガス管と一定の距離を空けて埋設しているが、給水管はガス管とクロスしなければ布設できないため、そういう状況が少なからずある。

京都市： 今回起こったのは、昭和46年に布設した管であったが、昭和44年の時点で国からガス管など地下埋設物とは30センチは離すことという指導があった。洛西地区での事故は、30センチ以上離れていた。基本的には、30センチ離れていればサンドブラスト現象は起こらない。今回は給水管であり、ガス管とほぼひっついていていた状態にあり、布設の仕方が雑である印象を受けた。

水谷委員長： 状況を踏まえて、更新計画を立てていただきたい。

(4)平成26年度京都市上下水道事業経営評価(平成25年度事業)について

事務局： 資料の説明(資料6及び経営評価本冊子、概要版)

水谷委員長： この件については何度も議論し、かなり良くなっている。今の説明を踏ま

え、更に何か改善すべき点や意見があればお願いしたい。

京 都 市： この内容そのものはうまく進んでいると思うが、一点、先日の市議会で概要版への意見があった。表紙については良い評価をいただいたことがあったが、全体でみると、一部細かい数字で分かりにくいところがあり、もう少し見やすくできないかという指摘をいただいた。この点については、今後また御意見を頂戴しながら、より市民の皆さまに分かりやすい概要版となるよう、更なる改善を検討していきたい。

水谷委員長： 我々委員の議論により、前から比べるとかなり改善されていると思うが、そうした一般の市民からの意見を集約して、更にここで検討するということもありだと思う。

3 議 題

(1) 平成 2 6 年度上下水道局事業推進方針上半期進捗状況の点検・評価について

事 務 局： 資料の説明(資料 7 , 8)

水谷委員長： ただいま事務局から報告がありましたが、資料 7 が全体を網羅したものであり、資料 8 は今年度の重点項目を詳細に示したものである。特に資料 8 を中心に意見をいただければと思う。

安 田 委 員： 新川 6 号幹線は自宅の近くであるが、現在、工事のため車も通れず、不自由している。

京 都 市： 下水道の工事はまだ始まっていない。現在、新川の拡幅工事を行っており、建設局の工事である。新川の拡幅工事が終わってから、下水道の雨水幹線の工事を実施する予定である。

京 都 市： 川の工事であるが、京都市民の声として担当部局へ伝える。下水道の工事については、シールド工事という地中の中で掘削して管を組み立てていく工事になるため、道路上ではほとんど工事を行わない。

村 上 委 員： そうした工事の際、自身の住んでいる宇治市では、町内会を通じて工事内容についてのお知らせがある。京都市でも行っているのか。

京 都 市： 新川 6 号幹線については、先日業者が決定したところであり、今後契約し、工事に入る。当然工事に入る前には、自治連合会などにお話し、周辺地域の方には

ピラ等によりお知らせをしている。

水谷委員長： その方法では一部伝わっていないということである。きちんと伝わるようにしていただきたい。

京 都 市： 今後、きちんと伝わるように工夫していきたい。

水谷委員長： 保有資産の有効活用について、旧山ノ内浄水場の用地を落札された件に関して 2 点伺いたい。まず、金額については想定していた価格と比べてどうだったのか。 2 点目として、有効活用をするのはよいが、売却ばかりすると資産がなくなってしまう。資産を持っておいて、民間の方に活用してもらうことで継続的に収入を増やすような方法は考えないのか。

京 都 市： 旧山ノ内浄水場について、売却したのは小さい 3 6 平方メートルの小さい土地であり、金額については予定価格よりかなり高かった。民間への貸し付けについては、営業所で空いているスペースを点検委託業者へ貸すなどの有効活用をし、収益を上げている。

京 都 市： 補足すると、最初の土地については 6 0 0 万円を予定していたが、競争入札により 9 0 0 万円以上となったものである。有効活用については、売却と貸し付けがある。旧山ノ内浄水場の南側は京都学園に貸し付けており、年間 1 億 6 千万円の契約金額として、長期的な契約をしている。入札の際には、入札者の希望により売却も貸し付けも両方選択できるようにしている。今後、局としては基本的に資産を持ちながら有効活用し、高い値段で売れるときには売却するなど組み合わせながら積極的に進めていきたい。

水谷委員長： これまでの意見を踏まえ、今後の計画に反映させていただきたい。後日、報告いただければと思う。

(2) 京都市における地下水利用の在り方等について

水谷委員長： この件については、時間が少し経過しているので、私の方から簡単に状況を説明したい。平成 2 5 年度の第 2 回の審議委員会において、京都市の地下水利用の在り方等について専門部会を設置することとし、設置の時期等については、委員長である私に一任されたことは記憶されているかと思う。私としては、京都は古くから、井戸水をくらしの中に取り入れ、酒造業や染色業をはじめとする伝統産業においても井戸水を利用するなど独特の歴史や文化等を踏まえ、大きな視点で地下水利用を考えるため、共通の理解に立ったうえで、地下水利用専用水道に関

する課題や、今後の進め方について検討することが必要との考えの下、専門部会に先立ち、学識経験者等の間で、地下水利用に関する課題の整理や、議論の方向性について、意見交換を進めてきた。一定の課題整理等ができたものと判断したので、専門部会を設置し、公開の場で議論を行うこととした。去る１２月１０日に第１回の専門部会を開催し、そこでの活発な議論を報告し、審議委員会の各委員の皆さんからも御意見を頂きたいと考えている。それでは、詳細について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料の説明（資料９）

水谷委員長： ただいま事務局から説明がありましたが、何か御意見等はございますか。地下水は京都だけではなく、他都市でも問題になっている。京都の伝統産業などの特殊性を踏まえて、どこでバランスをとるかがポイントになる。災害に備えた井戸水の活用など助け合いの政策を壊すことのないようにしなければならない。一方で、地下水利用者は水道の維持費を他者に担ってもらっていることになるため、公平性の問題があることも意見として出ていた。こういった意見を踏まえ、どのように感じられるか。

小林委員： 既に施設を持っている地下水利用者とこれから新規に考えているところとがある。新規の方には新しい制度の話をしていきやすいが、いずれの方法にするにしても、これまでに工事をして施設を持っているところに対して説明するのは難しいのではないかという懸念を持っている。また、どれだけ負担をしていただくことが適正なのか。例えば、本来であれば２千万円の水道料金を払ってくれるはずの施設に対して、固定費の負担はどれくらいのイメージで考えればよいのか。

京都市： 既存の方と新規の方へのアプローチの違いについてだが、たしかに新規の方へは制度の説明をし、理解してもらったうえで選択していただける。既存の方については、企業の努力であり、これまでの投資の回収ができていないにもかかわらず新たな負担が出てしまう。そういった方々にも理解を得る方策をとっていきたい。市民の皆さまに地下水利用の課題について説明し、一定の負担をいただくことについて理解を得ていきたい。すぐに導入するのか、一定の周知期間をとるのかについても検討課題だと考えている。

固定費をどれくらい負担しているのかを表すのは非常に難しいが、水道事業の場合は経費のうち９０パーセント以上が固定費となっている。水道料金として払っていただいた金額の９０パーセント以上が固定費であり、地下水利用者にはその部分が負担いただけていない状況である。

村上委員： 神戸市では、平成２３年１０月１日から制度が施行されているが、既存利用者の方への固定費の負担の適用については、協定締結の方法を含めた検討を進めているところであり、平成２７年秋ごろを目途とするなど、かなり時間がかかっているようである。神戸市は先駆的な都市なのか。

京都市： そうである。

水谷委員長： 神戸市の取組について少し補足する。神戸市でも専門機関を設置し、検討を進めたが、実際に進める中で、やはり既存の地下水利用者へ新たな制度を適用するのは混乱が生じるため、当面の目標を新たな転換の防止とした。３年ほど周知期間を置き、実際には今年度くらいから実施することとなっている。目標は抑止であり、実行可能性のある解を見出そうとしているため、ラグがあるように見える。様々な意見を踏まえたうえで、そうした形になっている。京都市はまだ何も決まっていないため、他都市の例を踏まえたうえで、色んな意見を聞き、京都市なりのもので出てくるのではないかと思う。

奥原委員： 琵琶湖の８割の地下水があるということだが、水道法には水道事業者の供給義務が定められているが、需要する側は水道を利用する義務はない。伝統産業だけでなく中小企業者にとっては、コストの低減がきわめて重要な課題である。様々な検討をしたうえで、地下水を選択している。既存のところへはともかく、新たに設置を検討しているところに対しては、こういった理由で説明をするのか。

京都市： 神戸市の場合は、水の利用実態に応じた適正な管の口径にするという内容であり、そうしない場合は一定の負担をいただくことになっている。例えば、使用する水量により１００mmの管が適当である場合に、実際には地下水と併用し７５mmで十分な水量しか使っていないところがある。機械の故障などにより水道を使う場合、１００mm規模の水量を使うとすると、水道事業者は給水義務があるため、常に１００mmで給水できる施設を整備しておかなければならない。利用者が減径する場合は、特に負担金が発生しないが、そのままの口径で置いておく場合はそれ相応の固定費の負担をお願いするものである。

奥原委員： いざというときに水道水を使うために大きな管を入れておく場合には、一定の負担を支払うということか。逆に言うと、一切水道水を使わないため小さい管でいいということであれば、地下水を使っても仕方がないという考え方か。

京都市： 口径に見合った適正な水量の使用であれば問題はない。

水谷委員長： 拒否をすることはできないが、施設整備のコストが大きく、普段は使っていないがまさかの時だけ使うとなると、普段の整備コストは一般の方が負担していることになる。そうすると公平ではないため、一定の負担をお願いするということである。ペナルティではなく、ある程度みんなで維持できるような方法である。

奥原委員： 分かりました。それなら理解ができる。大きい管を用意することになれば、経費が掛かるので、水を使用するしないに関わらず、一定の負担が必要である。

水谷委員長： 技術が進歩すると、水を地下水から汲み上げて使う人が増え、いたちごっこになる。市民の水道として、みんなで維持していくべきである。料金制度審議委員会の際にも、従量料金と固定料金のバランスが昔のままになっているため、現状に即して変えると解決できるという話があった。しかし、急激に変えると一般家庭のコストが一気に上がることになり、市民の理解を得にくい。企業も含め、いかにバランス良くするかが今回の目的である。奥原委員からいい御意見をいただいた。

植田委員： 3つ提示していただいた中のCのバックアップ料金制度について、任意の協力金という性格であるが、企業にとって余計な負担をすることになる。果たしてどれだけの実効性を持って払っていただけるのか。実際、帯広市ではどれくらいの方が支払っているのか。京都市ではどれくらいの方が支払っていただけると予測できるのか。

京都市： 帯広市の場合は、対象が12件あり、9件が契約している。ただし、任意の協力金という性格であるため、残りの3件については現在、説明・協議を行っている。帯広市のような中小都市では、町全体の水道システムの維持としてバックアップという新たなサービスと定義し、それについての協力を個別の企業にお願いし、理解を得ていると考えている。京都市の場合は、当局で把握している限りで56者あり、個別に協力依頼をした際の協力いただける数は今の時点では想定していない。それぞれの企業努力があるので、任意で協力依頼をするには、京都市の場合、課題がたくさんあると考えている。

中嶋委員： 京都市としてどういう方針で行くのが重要である。例えば、岡山市や北九州市では水道水の使用への転換を目指していると書かれているが、公平な負担というものを目指すのかで方向が変わってくる。一般の市民から見れば、公平な負担というのは分かりやすい説得力のある理由であり、公益事業としては公平性を保つのが大前提になってくる。そのうえで、どの制度をとっていくのか。私が一見したところでは、公平性を感じるのは神戸市の制度だが、神戸市の事情が京都市

の事情に当てはめると変わってくるのかもしれない。ロジックを詰めていくと、方法論が見えてくるような気がする。京都市が考える目的に対する方法がきちんと説明できればよいと思う。上下水道局として、最終的にどういう着地点を目指しているのか。

京 都 市： 私自身は、公平性をしっかり訴え、市民や事業者の皆さまに御理解いただくことが大事であると考えている。やはり企業が営利を目的に、投資をして地下水を活用していることを頭から否定するわけにはいかない。地下水利用が増え、京都市の水道料金収入が減ってきているため、平成20年度以降、市議会でも様々な論議が交わされた。平成23年度には市会議員の皆さま、全会派一致で付帯決議を可決いただき、この問題についてしっかりと見直し、検討することという宿題をいただいた。以降、この地下水の検討が始まった。何らかの形で導入する場合、必ず負担を強いられる団体がある。現在把握している56者とこれから導入を検討されているところである。これは、大学や病院、大型スーパーであり、京都市の伝統産業にかかわるもの以外にもかなり大きな影響を与える。市民の皆さまにも、そういった方々にもこの趣旨を御理解いただく必要があるため、公平性の原理をしっかりと訴えていき、時間をかけて御理解いただくことが大事だと考えている。

中 嶋 委 員： その結果、水道使用量が減る、収益が減るということを覚悟のうえで、公平性を追求するのかどうかで選択肢が変わってくると思う。

京 都 市： これからも 地下水利用専用水道を利用される企業が増えてくると考えている。それにより、水道の利用が減少することもあると思う。公営企業としても覚悟を決めなければならないが、水道水のクオリティの高さを広く知っていただいて、もっと活用していただくため、一般の方に対しても水道水を使用してもらうように努力していかなければならないと考えている。ただ、これから増えていく企業に対して、水道施設は市民の皆さまが出し合っている水道料金から払っていることを御理解いただくことが大事であると考えている。普段は地下水を利用し、いざという時だけ、市民の皆さまが払っている水道料金で作っている施設を使用するのは許せないという姿勢で御理解いただけるよう説明していきたい。

水谷委員長： 田村委員、市民目線からの意見はあるか。

田 村 委 員： 市民からすると、財力がある企業だけが地下水を利用でき、庶民は水道に頼るしかないの、その負担を企業の方にも負担していただきたい。企業の方にうまく説明して、理解していただくようお願いしたい。

安田委員： 同意見である。内容が難しい。

水谷委員長： 企業は企業で努力されているので、地下水を利用することを否定はしないが、地下水専用水道利用者と一般市民の負担の公平の問題から、このままでは非常に厳しい状況になる。それをみんなでどうするかを考えると、やはり、理解してもらう必要がある。どの自治体も、公平の問題は出てきている。

これが、ベストであるというものはない。神戸も現実を踏まえながら進めている。帯広の例も企業に理解していただいて進めている。

神子副委員長： 部会でも話を聞いて勉強をしているが、身を切る覚悟については、10億8千万円の損金と経営評価の17億7千万円の黒字があり、黒赤の話ではないが、他の資料を見ると分かりにくくなる。公平性の話は分かるが、全体で公平になってお金儲けをしようという訳でないことを説明しなければならない。

京都市： 水道事業の黒字の17億7千万円については、すべて老朽化した配水管の更新費用に使用するお金である。料金算定のコストとして入れているため、黒字と出ているが、すべて建設財源で活用する。会計上は黒字に現れるが、それは水道事業の儲けではなく、これを使用して、水道管の更新をスピードアップしている。きちんと理解していただけるよう努めていく。

水谷委員長： 最後に1点、個人的に言わせていただくが、企業側の立場に立って話をすると、企業は非常に厳しい状況である。冒頭の話のように、市の活動で何億使うことがあるが、必要なことでやったと思うが、企業から見た場合、神戸の場合でもそうだが、これは本当に必要なイベントなのか、本来やるべきことをきちんとしてもらえばいい、という意見もある。公共セクターが民間の真似をして、華やかなイベントを実施するようなこともある。本当の意味でコストを切り詰めているのか、ということを実行に移したうえでないと、理解してもらえないと思う。京都市はないと思うが、肝に銘じて行っていただきたい。よろしくお願いします。

小林委員： 水道の料金の時にも委員として参加させていただき、数年にわたって水道のことを勉強させていただいたうえで、本日の話を聞いたので、理解ができるが、応益者負担・受益者負担と申しまして、コップ1杯いくら、1リットルいくら、という感覚が市民にも事業者にもある。何の説明もなく聞いた時には、1杯も使っていないのに、どうしてコストを負担させられるのかと誤解され、大変である。この会議に参加する前の私なら、なぜ1杯も飲まないのに負担しなければならないか疑問に思うであろうと考えるので、理解していただける説明が必要である。

個人的には神戸市の制度が、事業者の方には、一番分かっていただける方法だと思うので、理解ができる仕組みを考えて、事業者に時間をかけて説明して欲しい。

奥原委員： 世界に旅行すると、まだまだ生水が飲めない国が多い。京都はありがたいことに、明治時代に琵琶湖疏水ができて、水道が飲める環境に百何十年いるが、最近ミネラルウォーターが非常に増えている。消費量を水道に換算するとどれくらいになるのか考えてしまう。水道は市民の財産であると思うので、災害用備蓄飲料水をコンビニで売っている水の半額にするなどすればどうなるのかなど考える。水道水というもののありがたさ、大切さを努力して広めていく、そして使用量を増やしていく取組も必要であると、感覚的に考える。

水谷委員長： 今回色々な意見をいただき、専門部会の意見も聞いている。これらの意見を踏まえて、私と副委員長で、意見書案を作成していく。これを第2回の専門部会で出して、意見を聞く。それをさらに修正したものを、次回の第4回審議委員会でもんでいただこうと思っている。そういった形でよりよい案が出来上がっていけばいいと考えている。各委員の皆さまにおかれましては、意見書にまとめるにあたってお力添えをいただきたい。

4 今後の予定

水谷委員長： 第4回の委員会は、平成27年2月2日月曜日に開催を予定している。時間は後日調整させていただく。本日は、活発な議論をいただきありがとうございました。それでは事務局にお返しする。

5 閉会

京都市： 最後に管理者から一言御挨拶申し上げます。

京都市： 平成26年もあと10日と少しとなります。委員の皆さまには大変お世話になりありがとうございます。冒頭にございましたように、総務省の公営企業の経営戦略策定支援、活動に関する研究会に参加させていただいている。私と松江市の管理者以外は全国の大学の先生ばかりである。なぜ私がある場にいるのかといいますと、経営審議委員会の中でこのような論議ができているからである。京都市は事務事業評価を平成15年から行っており、平成21年度から審議委員会で審議させていただいている。全国の多くの事業者はこれができている。高度成長期から整備を進め、今、更新時期が来ているものの、経営の論理を働かせる組織が事業者になく、というのが全国の状況である。これまで進めてきたように委員の皆さまに御意見をいただく場、また、本日お示した経営評価の整理の仕方を全

国に広めていくための会議に出席させていただいている。皆さまのおかげで、より充実した経営評価ができるようになりました。先ほども御意見がありましたように、私たちが大変な状況にあり、もっと切りつめなければならないのか、という観点で事業を進めることができましたのも、皆さま方のおかげです。引き続き、平成27年も皆さまの御指導をいただきながら、全国的にも胸を張れるような事業者として、経営評価を進めていきたいと考えています。改めて御指導いただきますようお願い申し上げます。皆さま方には素晴らしい末の年を迎えられますよう御祈念申し上げます。1年間誠にありがとうございました。